

特集 いまだに「強制連行」史観にしがみついた人々

「竹島問題研究会」の最終報告が証明した韓国側主張の無理

# 「事実かどうかは問題ではない」と 言い切った韓国「独島本部」

拓殖大学教授 ● しもじょう・まさお

下條正男

島根県と島根県の「竹島問題研究会」

はこの7月12日、2年間の調査結果をまとめた最終報告書を外務省に提出した。

これに対し韓国の独島本部は同16日、「竹島研究会の最終報告書の意味」と題する論評を発表し、「独島強奪の詭弁を準備」と警戒感を露わにした。

これは7月20日、日本では海洋政策を総合的に推進するための海洋基本法が施行され、内閣府には「総合海洋政策本部」が、外務省には「海洋に関する外交政策本部」が発足することになっていたからだ。そのため最終報告書を「虚偽の工作次元の文書」とし、竹島問題研究会

の調査研究に対しては「今日の独島危機を作り上げたのは、すなわちこれ等の悪な凶計」と決め付けていた。

ではこの独島本部とは、どのような団体なのか。独島本部のホームページによると、韓国側が竹島に戸籍を移しはじめた1999年末、それに対抗して日本側にも同様の動きが見られたことから、在野の団体を糾合して抗議の新聞広告を掲載したことから始まったとしている。やがて運動の矛先は、1998年に締結された日韓の「日韓漁業協定」に向けられ、竹島を暫定水域に含め、排他的経済水域の基点を鬱陵島に置いた韓国政府を

批判する急先鋒となった。2000年には韓国労総、民主労総、宗教界、民族運動団体、社会運動団体など50余りの組織が参画した「独島探し運動本部」として発足し、現在に至っている。

だがその活動は攻撃的で、排他的経済水域問題では韓国政府の政策にも批判的である。独島本部は、頻繁に学術討論会を開催しては日韓漁業協定の破棄を訴え、竹島問題ではネット上でも大きな影響力を発揮するなど、在野の雄となっている。

その独島本部が発表した論評では、「事実かどうかは問題ではない」、「この

種のもが問題だ」とするほど、冷静さを欠いた内容となっている。これほどまでに独島本部が狼狽する理由はどこにあるのか。これまで韓国側では、日本側からの持続的で体系的な批判を受けたことがなく、自己中心的に作り上げた歴史像の中で竹島問題を論じてきた。

そのため批判を受けたことのない韓国側の竹島研究は、我田引水的な傾向を強め、自分たちの歴史認識と異なれば「歪曲」、「右傾化」等と反応することになった。独島本部の論評は、その典型といえる。

では韓国側がしばしば「歪曲」、「誤読」と騒ぐその実体は、どのようなものなのか。本稿では、独島本部によるプロパガンダの内容を検討し、韓国側が唱え

下條正男氏 昭和25(1950)年、長野県出身。国学院大学院博士課程修了。58年、韓国へ渡り、三星綜合研修院主任講師。仁川大学客員教授を経て、平成10年帰国。11年から拓殖大学に移り、現在同大人文学研究所所長、国際学部教授。専門は日本史。著書に「竹島は日韓どちらのものか」(文春新書)など。

る歴史問題とはどのようなものか、その実像に迫ることにした。

さらに本稿では、歴史問題に名を借り、日本のネット上でプロパガンダを続ける朴炳涉氏の半月城通信についても、組上に乗せることにした。半月城通信は、下條正男批判等とし、竹島問題に関する私の見解に対して、根も葉もない誹謗中傷を続けているからだ。その半月城通信の朴炳涉氏がこの3月、島根大学名誉教授の内藤正中氏と共著で『竹島Ⅱ 獨島論争(歴史資料から考える)』を刊行し、名指しで私の批判を行った。サブタイトルでは「歴史資料から考える」と、文献に基づいた客観的研究を装っているが、実際は根拠がないまま日本批判をする政治的宣伝書である。

これらを放置しておくことは、事実に基づかない歴史を定着させ、後世を誤ることになる。現に今日の竹島問題は、今から三百年ほど前の安龍福という人物の偽証が発端となっている。さらに最近は、韓国側による一方的な言動や、関連機関からのプロパガンダ本の刊行が続き、歴史の事実に基づかないものが目立

っている。中には文献を羅列するだけで歴史研究と称し、人々を欺くものも多い。

島根県の「竹島問題研究会」は史料と地図を中心に、竹島研究の基礎資料の整理と分析を目的としてきた。それが最終報告書である。2005年6月以来、「竹島問題研究会」の座長を務めた者として、今回の独島本部や半月城通信の朴炳涉氏からの謂れのない非難に対しては、歴史の事実を以って応えることにした。筆者は、先に本誌3月号と7月号でも、韓国側には竹島の領有権を主張する歴史的根拠がない事実を明らかにしたが、今また貴重な紙面をお借りし、独島本部の論評と半月城通信の朴炳涉氏の誤謬について指摘することにした。

### ●冷静さを失った独島本部の反論

では韓国の独島本部が、島根県の竹島問題研究会がまとめた最終報告書を「歪曲」、「詭弁」、「虚偽の工作次元の文書」と断じた論拠は、どこにあったのか。論評では争点を三つ挙げ、反論している。

その内容は、竹島問題に対する基本知識がなければ理解が難しいが、独島本部の口吻を知っていただくためにも、そのまま引用することにした。長い引用となるが、お付き合いいただきたい。

以下、※から※まで引用した文章が、論評の一部である。はじめに独島本部の説明があり、続いて数字で示したのが批判の対象として挙げた「最終報告書」からの引用。最後に（反論）と記されているのが、独島本部による反論である。なお、傍線は筆者が意図的に引いた。反論とは言いながら、そこでも巧妙に文献の趣旨をすり替える独島本部の欺瞞性が、よく出ている部分だからである。

※

竹島問題研究会が報告した内容を見てみると、その内容が何故、詭弁なのか一度見てみたい。全部が嘘であるが、大変長いので、3つだけ反論を書いてみる。

1・1667年の『隠州視聴合記』にある竹島・松島の記載には諸説があるが、少なくとも朝鮮の領土としては記録していない。と主張した。

（反論）この主張は、形式論理には合っ

ているかも知れないが、内容を見れば完全に虚偽の主張であることに違いがない。隠州視聴合記にはこのように書かれている。「日本之乾地以此州為限矣」（日本の乾の方向は隠州をその限りとする）。乾（いぬい）は北西方向を言う。日本と韓国の間には、3つの島しかない。鬱陵島、独島、隠州（隠岐）である。この本では、隠州を日本の北西の限りとする、分明に記録している。とすれば鬱陵島、独島は当然、日本の領土ではなく、韓国の領土であることを認めているということだ。それを独島が朝鮮の領土とした記録がないと我を張っている。それなら隠州（隠岐）を限りとするとした記録は、いったい何と言ったらいのか。だがこの本には、それに対する明白な反論がすでに記されている。へこの二つの無人島から高麗を見ることは、雲州から隠州を望み見るのと同じである。まさにこれは無人島が高麗、すなわち朝鮮の領土であることを認めた表現であることは、明らかではないのか。

だがこいつ等は、このように主張したのだ。独島は朝鮮が支配したことがな

いということだ。本当にそうなのか。  
2・1877年（明治10年）の太政官文書には、「竹島外一島」は、日本と関係がないと記載されているが、朝鮮の領土とは記載されていない。（以下部分、省略）と主張している。

（反論）この問題もまったく上の条項と異ならない。日本政府がこの問題に答えなければならなかった理由は、朝鮮との領土問題を念頭に置いていたからである。それで日本とは関係がないと、中央政府から分明に、それも膨張主義に染まった明治時代に日本と関係がないと応えたとしても、朝鮮の領土と記録していないと我を張る性根は、いったいどういう心理状態なのか。

3・韓国側が独島とする、1900年の大韓帝国の勅令第41号に記録された〈石島〉は、当時の地図、地誌、現地調査の結果、現在の竹島（独島）である可能性はほとんどなく、鬱陵島の属島である観音島である可能性が高い。

（反論）東側の海で日本と韓国の間にある島は3つだ。鬱陵島と附属の島、独島、隠岐島だ。鬱陵島の附属の島である

観音島は鬱陵島と事実上繋がっている状態<sup>1</sup>で、どんな理由からも石島と記録される島ではない。それに代わって、独島は今では孤立の独の字を書くが、本来は岩の島と呼んだ。その岩島が全羅道の訛ではドクだ。朝鮮時代から独島と鬱陵島には慶尚道よりも全羅道の人々が圧倒的に多かったため、全羅道の訛である独島が書かれたということだ。そのため勅令では独島、すなわち石の島を直訳し、石島と称したのだ。鬱陵島に繋がっているとされる観音島が、天候がよければ見える島であるということはない。

※

以上が独島本部の論評に記された反論である。論評では竹島問題研究会に対して、「詭弁を研究成果と言いつけて、あたかも学問的な成果が現れたかのように各言論機関に通報し、言論報道を通じて、日本国民と国際社会の中に乗り出した。全てが犯罪心理の所有者達」としているが、竹島問題研究会が重視したのは歴史の事実である。我々が語らずとも、史料や地図は問わず語りに語ってくれる

からだ。

だが独島本部の論評がどうであれ、竹島問題研究会の最終報告書に反論し、論争を挑んできたことには感謝しなければならぬ。これまで韓国側は、日韓の間には領土問題は存在しない、としてきた。それが島根県の「竹島の日」条例の成立を契機として、韓国側の攻勢が始まり、国際社会を舞台に、日本の非を訴えるという手段にでた。韓国側としては、もう後には引けないところにまで来ているからだ。韓国側は、パンドラの箱を開けてしまったのである。それでは以下、独島本部が掲げた争点に沿い、反駁を試みることにする。

### ●漢文が読めていない韓国側

まず独島本部が掲げた争点を整理すると、次の三点である。(1)『隠州視聴合記』(1667年序)の「此州」は、隠州か鬱陵島か。(2)「竹島外一島本邦関係これなし」とした1877年の太政官決定に、竹島は含まれるか。(3)19

00年の大韓帝国の「勅令第41号」に、竹島は含まれているのか。では以上の三点を中心に、事実を明らかにしたい。

(1)『隠州視聴合記』について

竹島問題は1952年1月18日、韓国の李承晩大統領が、「李承晩ライン」を宣言し、竹島をその中に含めたことに起因する。以来、竹島は日韓の係争の地となるが、日韓両国政府は覚書を交換し、1965年に国交が正常化するまで竹島の領有権争いは続いた。

その覚書の中に『隠州視聴合記』が登場するのは、1954年2月10日付の日本政府の覚書からである。日本政府は、松江藩の齋藤豊仙が編述した『隠州視聴合記』(1667年序)に、鬱陵島と竹島のこと記されていることから、竹島を日本領とした最古の文献として、竹島の領有権を主張する論拠とした。

その際、日本政府は、独島本部が引用したのと同じ「此(この)州を以って限り(境界)となす」を使い、「此州」を鬱陵島と解釈して、鬱陵島を日本の西北

限としたのである。

ところが韓国政府は1959年の覚書で、「此州」を隠岐島のことと解釈し、隠岐島を日本の西北限としたため、同じ文献に対して二つの解釈が生まれ、混乱が生じていた。そこで竹島問題研究会の最終報告書では、「此州」を鬱陵島のことと解釈し、韓国側の解釈の誤りを指摘したのである。

ところが韓国の独島本部は、それらを「完全に虚偽」と無視し、同じ話を蒸し返してきたのである。それも原文の漢文では「日本之乾地以此州為限矣」とあって、「此州」がどこを指すのか明確でないにもかかわらず、韓国語訳では、「日本の乾の方向は隠州をその限りとする」とし、「此州」を隠州としてしまっている。論拠も示さず、一方的に「此州」は隠州と決め付けてしまつては、反論の意味をなさない。

これは漢文が読めていないからである。現にそれを示す事例を、反論の中からも指摘することができる。独島本部の反論では、『隠州視聴合記』の「この二

つの無人島から高麗を見ることは、雲州から隠州を望み見るのと同じである」とした部分を、「まさにこれは無人島が高麗、すなわち朝鮮の領土であることを認めた表現である」と解釈したからだ。

だが『隠州視聴合記』で、「二つの無人島（現在の鬱陵島と竹島）から高麗（朝鮮半島）が見えるのは、隠州（出雲）から雲州（隠岐島）を望み見るのと同じだ」とする時は、異国である朝鮮が見える無人島は、当然、日本領として認識していたとしなければならぬ。それをなぜ、無人島を朝鮮領と解釈したのであるうか。

それは韓国側では「此州」を、隠岐島とする前提で文献を解釈しているからである。ではなぜ、そんな奇妙な現象が起こつてしまうのだろうか。それは朴炳渉氏の『竹島Ⅱ独島論争』が種明かしをしてくれている。「此州」を隠岐島と解釈するのは、「名古屋大学の池内敏教授により『隠州視聴合記』の徹底的な分析を通じて綿密に論証されました」（31頁）。つまり池内敏氏の受け売りだったのであ

る。

では池内氏の徹底的な分析は、文献批判に耐えられるものなのであるうか。池内敏氏の数編の論稿は、盧武鉉大統領の肝いりで発足した「北東アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」刊行の『独島論文翻訳選II』（2005年刊）に収録され、「此州」を隠岐島のこととする韓国側の見解を補強する、理論的根拠とされている。池内敏氏が「此州」を隠岐島と解釈した『隠州視聴合記』の「国代記」とは、どのような文章だったのであるうか。『隠州視聴合記』から当該記事を引用し、検証してみることにした。次は漢文で書かれた『隠州視聴合記』の当該箇所を、現代語訳したものである。文中の（ ）内は、理解を助けるため筆者が補い、重要と思われる箇所には傍線を引いておいた。

※

隠州は北海の中にあるので、隠岐島（と言う）。〔割注〕〔按ずるに、倭訓、海中をおきと言う故の名だろうか〕。その巽（南東）にあるのは島前で、その震

(東)にあるのを島後と言う。その府(宣序)は、周吉郡南岸西郷豊崎にある。是(府)より南、雲州美穂関に至ること三十五里。辰巳(南東)伯州赤碕浦に至ること四十里。未申(南西)石州温泉津に至ること五十八里。子(北)より卯(東)には往くことのできる地はない。戊亥(北西)の間、行くこと二日一夜のところ松島(現、竹島)がある。また一日の程に竹島(現、鬱陵島)がある[割注]「俗に礮竹島と言う。竹魚海鹿多し」。この二島は無人島で、高麗が見えることは、ちように雲州から隠岐を望むようである。然らば則ち(そうであるからすなわち)日本の乾(北西)の地は、此州をもつて限り(境)となす。

※

この「国代記」の当該記事を読めば理解していただけたと思うが、池内敏氏は、漢文で書かれた『隠州視聴合記』の「国代記」を解釈する際、冒頭の「隠州」を主語とし、最後の「限りとなす」を述語と解釈して、「此州」を隠岐国としていたのである。だが冒頭部分の「隠州」

と、述語とされた「限りとなす」の間には、他にも主語がある。「府は」と「此の二島は」である。この内、「府は」の述語となるのは、「豊崎にある」の「ある」である。

さらにこの文章では、その「府」を中心に、四方の地理との距離的關係が記述され、各方位は「至る」で結ばれている。「竹島(現、鬱陵島)がある」は、その最終部分である。従って、最後の「限りとなす」の主語となれるのは、直近の「此の二島」である。なぜなら、「国代記」には、「此の二島」と「限りとなす」を結ぶ接続詞として、「然則」が挿入されているからである。ここでは鬱陵島から「高麗が見えることは、ちように雲州から隠岐を望むようである」とし、隠岐島の北西に位置する鬱陵島から、高麗(朝鮮)が見えることが、「此州(島)」を日本の西北限とする条件としていのである。つまり朝鮮が見えることが、日本の西北限とする条件となっているのである。

それに、「日本の乾(北西)の地は、

此州をもつて限りとなす」とする時、北西の地はどこを基準として、西北としていのだろうか。それは齋藤豊仙自身、「国代記」で「是より南」、「辰巳(南東)」、「未申(南西)」、「子(北)より卯(東)」、「戊亥(北西)」と四方に当る地名を説明した際、その基点としていたのは隠岐島の「府」である。

「国代記」を書いた齋藤豊仙は、隠州と周辺との地理的關係を説明するため、隠岐島を中心に置き、四方との位置關係を記していたのである。その四方の先にある場所で、出雲から隠岐が望み見えるように、朝鮮半島が見えると言える所は、美穂関や赤碕浦、温泉津ではなく鬱陵島である。それに異国である朝鮮を見ている場所は、当然、日本領として認識していたと見なければならぬ。

これに対し池内敏氏は、私の見解について、『前近代竹島の歴史学的研究』で「竹島(鬱陵島)が日本領と書いてあるとする思いこみ」として批判しているが、それこそ池内氏の思い込みである。次に述べるように、漢文としての「国代

「記」を普通に読めば、「日本の乾（北西）の地、此州を以って限りとなす」の「此州」は、鬱陵島の他にはないからである。

(2) 歴史的に見ても此州は鬱陵島

池内敏氏は、「竹島（鬱陵島）が日本領と書いてあるとする思いこみ」とするが、齋藤豊仙が郡代として隠岐島に赴任した頃は、鬱陵島は日本領として認識されていたからである。寛永二十年（1643年）、朝鮮通信使一行の申竹堂からの求めに応じ、幕府の儒者である林鵝峰と林読耕齋が編纂した『日本国記』（「隠岐国」条）にも、「隠岐の海上に竹島（現、鬱陵島）あり。竹多く、鮑多し。味甚だ美。海獣を葦鹿という」と記され、林鵝峰と林読耕齋も「竹島（鬱陵島）」を日本領として認識していたのである。

それに齋藤豊仙が『隠州視聴合記』を編纂する前年（1666年）、鬱陵島に渡った大谷家の二十一名が帰路、朝鮮に漂着する事件が起こっていた。その際、幕府の儒官、人見竹洞は、朝鮮からの書

簡の解読を命じられ、林鵝峰にも相談している。人見竹洞の『添長日録』によると、林鵝峰からはその時、米子の居民が竹島（鬱陵島）に渡るようになった経緯について、松平新太郎（池田光政）が伯耆国（鳥取）に入府する際、阿部正之の斡旋によったと、聞かされていた。

寛文六年の大谷家の遭難に対しては、幕府当局者も鳥取藩米子の大谷家が鬱陵島に渡った事実を承知していたのである。それは朝鮮側も同じで、朝鮮では大谷家が竹島での漁採の帰り、朝鮮に漂着したものと認識していた。それどころか、朝鮮側では竹島のこととは深く考えず、遭難した大谷家の人々を丁重に送り帰す事に、神経を使っていたのである。齋藤豊仙が松江藩預け地であった隠岐島に、藩命で渡るのは寛文七年八月、大谷家が遭難した翌年である。それに大谷家の二十一名は寛文七年、鳥取藩の大坂藩邸を経由して帰国している。

『隠州視聴合記』の序は、寛文七年十月に書かれているが、永海一正氏の『隠岐の歴史』によると、齋藤豊仙が隠岐島に

赴いたのは、郡代としてであった。

当時、隠岐島は北前船などの風待港とされ、大谷・村川家が鬱陵島に渡海する際も隠岐島に寄港して、福浦で風待ちをしていた。この鬱陵島渡海の事実は、当然、郡代の齋藤豊仙も承知していた。齋藤豊仙も『隠州視聴合記』の「南方村」条に、「礪竹島（現、鬱陵島）に渡る者はに於て泊して、晴を量り、風を占う」と記しているからだ。

さらに隠岐島に寄港する他国（藩）の船は、入津の際には往来手形が改められていた。鳥取藩米子の大谷・村川両家の船が鬱陵島に渡る際も、鳥取藩の船奉行から往来手形の発給を受けている。そこには「竹嶋渡海の為出船、船頭水主共式拾貳人」と認められ、「竹嶋渡海」が明記されていた。隠岐島の郡代として赴任した齋藤豊仙は、隠岐での職掌も把握していたはずである。その齋藤豊仙が、竹島（鬱陵島）を朝鮮領として、隠岐島を日本の西北限とするだろうか。鎖国時代の当時、異国への渡海は禁じられていた。鬱陵島を朝鮮領と認識していれば、

「竹嶋渡海」を認めるだろうか。歴史的  
事実においても、「日本の西北の地」は鬱  
陵島でなければならなかったのである。

では朴炳渉氏が、「徹底的な分析を通  
じて綿密に論証されました」とする池内  
氏の研究とは、どのようなものだったの  
であろうか。池内氏は、『隠州視聴合記』  
に登場する「此州」の全用例を比較し、  
「此州」の州を国と解釈すべきとする大  
胆な手法で、証明しようとしたのであ  
る。だがその遠大な研究手法には、致命  
的な欠陥がある。

『隠州視聴合記』は漢文と和文で書か  
れ、それ自体が統一された文体で記述さ  
れていたわけではなく、時代も作者も違  
う文献も引用しているからである。その  
ため、普通の歴史研究では、「此州」の  
用例を比較し、「国代記」の「此州」を  
類推するという方法はとらない。漢文に  
は漢文の、和文には和文の修辭法がある  
からである。それに池内氏は、「国代記」  
全てを伝来の文章のように理解しておら  
れるが、「国代記」は「民部図帳」と  
「古老傳」からの引用と、「此州」を含む

冒頭の文章から成っている。つまり「国  
代記」は、成立年代の異なる文献を繋い  
で、作られていたのである。その中でも  
竹島（現、鬱陵島）と松島（現、竹島）  
に言及した冒頭の文章は、大谷家や村川  
家が鬱陵島に渡るようになってからのも  
ので、齋藤豊仙の筆になるものと見てよ  
いであろう。

従って、「国代記」の「此州」を解釈  
するには、「民部図帳」や「古老傳」は  
もちろんのこと、『隠州視聴合記』全体  
の「此州」を引き合いに出す必要はない  
のである。それを池内敏氏は、漢文で書  
かれた「国代記」を漢文として読まず、  
敢えて用法の比較といった奇抜な方法を  
とって、竹島問題研究を混乱させてしま  
ったのである。その際たるものが「此  
州」の解釈である。問題の「此州」の前  
には、少なくとも「隠州」、「府」、「此の  
二島」の三つの主語がある。池内氏は  
「府」、「此の二島」の二つの主語を飛び  
越して、冒頭の「隠州」を、その奇抜な  
研究手法によって最後の「日本の乾の地  
は、此州をもって限りとなす」に結びつ

け、「此州」を、隠岐国のこととしたの  
である。これを文献の恣意的解釈と言  
い、詭弁と言っているのである。

だが漢文で書かれた「此州」を解釈す  
る際は、池内氏のように国に固執せず、  
島と読んでも構わないのである。事実、  
朝鮮の近代史学の祖とされる李瀛は、日  
本と朝鮮が鬱陵島の領有を争った際、そ  
れを解決したのは安龍福の功績として、  
「累世の争いを息め、一州の土を復す」  
としている。この一州は、鬱陵島のこと  
である。以上、「此州」に対する池内氏  
の解釈を見ていくと、池内氏の主張に  
は、何ら根拠がなかったことは明らかで  
ある。今日、池内氏の論稿は、韓国側の  
理論的根拠とされているが、それは19  
59年以來の韓国側の主張を補強するも  
のだったからである。だが池内氏の見解  
に歴史的根拠がない以上、それを採用す  
る独島本部の反論は、詭弁であったとい  
うことである。

### ●独島本部の主張は詭弁の連続



詭弁といえ、独島本部が反論に使った1877年(明治10年)の太政官決定の解釈にも、同じような詭弁が潜んでいた。独島本部が「竹島外一島、本邦関係これなし」とした太政官決定を反論の論拠にしたのは、外務省が竹島関連のホームページを書き換え、「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」とし、韓国による竹島の占拠は「不法占拠」としたからである。

独島本部としては、1877年に日本政府が「竹島外一島、本邦関係これなし」とし、日本領でないとしたのに、「我が国固有の領土」とするのは、論理的に矛盾している、と反発したのである。その論理は、島根大学名誉教授の内藤正中氏が岩波書店の『世界』(2005年6月号)に発表してから一気に浮上し、内藤氏の論文が韓国側の『独島論文翻訳選1』として刊行されたことで、韓国側の理論的根拠とされるようになっていた。

だが内藤正中氏の主張は、「竹島外一

島」の字面に囚われたもので、その問題点については、すでに本誌三月号、七月号で指摘したので、ここでは割愛する。同じく勅令の中の石島についても重複を避けて省略した。

だが、独島本部が同じことを繰り返して、強気に出たのはなぜか。内藤正中氏の説を無批判に踏襲し、それを反論の論拠にしたからである。韓国側では文献批判を怠り、文献を自己流に解釈する傾向があるが、歴史問題はそれでは解決しない。特に日韓の歴史問題では、文献批判は疎かにできない。

それに相手側の主張に誤りがあれば、「真実を以って」反論することは不可欠である。それを日本は怠り、韓国側の一方的な主張に任せて、反論らしい反論をしてこなかったため、日本は歴史問題で苦しむのである。誤った歴史認識が、歴史の事実として定着し、次の歴史問題の温床としてしまうからである。竹島問題から日本海呼称問題が発生し、日本海呼称問題から海底地名問題が派生した。その際、韓国側の論拠にされるのが、植民

統治時代の悪行の数々である。

加えて日韓の歴史問題には、もう一つの課題がある。池内氏や内藤氏のように、歴史的根拠がないまま、文献を恣意的に解釈し、日韓の歴史問題を複雑にしようすることである。

朴炳涉氏の『竹島Ⅱ獨島論争(歴史資料から考える)』に登場する金沢教会の牧師漆崎さんもその一人である。漆崎さんは国立公文書館から「礮竹島略図」を発見したとして、韓国側に通報し、これが韓国側では大々的に報じられた。漆崎さんは朴炳涉氏の『竹島Ⅱ獨島論争』で、太政官は、「礮竹島略図」によって特定され確認されているように「外一島」(竹島Ⅱ獨島)について「本邦関係無之」と記し、これを日本領外であると確認し、この事実を明治政府の国家的意志として公にした」としている。

だがこの「礮竹島略図」は、島根県が提出したもので、明治政府が「竹島外一島」を日本領と関係なしとした証拠には使えない。朴氏と牧師の漆崎さんは、「日本国は、敗戦と同時に、侵略のはし

りとして奪取した竹島（独島）を朝鮮国、大韓帝国、現在の韓半島の領土として認め、その領有権を放棄すべきであった。日本の竹島（独島）領有権主張は、日本国による韓半島への侵略を正当化するものであり、今尚、その残滓が清算されていないことを意味する」とするが、これでは盗人に追い銭である。

韓国側は竹島の領有権を主張できる歴史の根拠がないまま、今も不法に竹島を占拠しているからだ。漆崎さんは、『公文録』に収録されていれば、全てを太政官の資料と考えているようだが、それは早計である。その中には島根県が提出した文書もあるからだ。

島根県は、鬱陵島と現在の竹島を「山陰一帯の西部に貫付すべきか」として、「磯竹島略図」を提出したが、すでに述べたように、太政官が決定した「竹島外一島」は、現在の竹島とは無縁であった。「磯竹島略図」の写しは、今も島根県に保管されているが、太政官はその「磯竹島略図」によって、「竹島外一島、本邦関係これなし」としたわけでも、そ

の証拠として作図したものでない。韓国側では「磯竹島略図」を根拠に、太政官の決定がなされたように曲解しているが、文献批判を伴わない史料の解釈は、歴史問題を混乱させるだけである。

### ●来るところまで来た竹島問題

さて以上述べてくると、竹島問題研究会の最終報告書を「正常な学問的論理からは到底説明のできない詭弁の羅列に過ぎない」とした独島本部の反論は、歴史事実とは無縁の詭弁であったことが明らかになった。

だが独島本部が論評を発表し、竹島問題研究会を批判したことは、自らも「学問的論理」によって、審判の対象になったということである。これは竹島問題研究会にとつても、有り難いことである。韓国側とは、対話の窓口ができたからだ。その上、独島本部は、2000年から日韓漁業協定の破棄を訴え、運動を続けてきた。これは島根県にとつても、有り難い存在である。これまで日韓の間で

は、竹島問題を棚上げにして漁業協定を締結したため、韓国政府は排他的経済水域の基点を鬱陵島に置き、日本政府は竹島を基点としてきた。そのため重複する海域は共同管理水域となり、トラブルが絶えなかったからである。島根県が「竹島の目」条例を制定し、領土権の確立を国に求めたのも、ここに理由があった。

さらに島根県にとって有り難かったのは、島根県の「竹島の目」条例の制定を、盧武鉉大統領が「第二の侵略」としたことで、韓国政府が竹島問題を国策とするようになったからである。そしてついに韓国政府は、2006年6月、排他的経済水域の基点を鬱陵島から竹島に移した。これで日韓は、同じ土俵に上がったのである。領土問題は、民族的な感情が前面に出て、武力衝突に結びつきやすい。だが日韓には、「誠信の交わり」がある。信義を重視する韓国側とは、「互いに欺かず、争わず、真実をもって交わる」誠信の交わりを通じて、竹島問題をはじめ歴史問題の解決を図っていきたいものである。